

山口市清掃工場包括運営委託  
募集要項等への質問に対する回答書(第2回)

(令和7年5月23日公表)

NO.	書類名	頁	項目等	質問内容	回答(案)
1	委託契約書 (案)	1	第1条 4 (1) 総則	「搬入廃棄物」とは、「募集要項 3頁 第3 5」 に記載の処理対象物のことと考えてよろしい でしょうか。	お見込みのとおりです。
2	委託契約書 (案)	2	第1条 11 総則	「要求水準書等の誤記等発注者の責めに帰 すべき事由」とありますが、誤記等とは、要求 水準書等における著しい情報の不足も含ま れるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、募集要項等への質問及び契約協議 等にて、事業者から情報の不足を指摘され た後、本市が当該情報を保持しているにもか かわらず、合理的な理由なく情報の補足を行 わない場合に限ります。
3	委託契約書 (案)	3	第4条 契約の保証	保証を付す期間は、契約期間における年度開 始日から年度終了日までと考えてよろしいで しょうか。 また、(3)もしくは(4)の契約証書の提出時期 は、本業務開始時(令和8年4月頃)と考えて よろしいでしょうか。	保証を付す期間は、契約締結日から委託期 間の終了日(令和13年3月31日)までとなり ます。また、運営準備期間の保証の額につい ては、委託期間初年度(令和8年度)における 委託料の100分の10以上としてください。 なお、(3)もしくは(4)の保証は、契約締結日 と同時に付してください。ただし、保険証券は 履行保証保険契約締結後直ちに提出してく ださい。

NO.	書類名	頁	項目等	質問内容	回答(案)
4	委託契約書 (案)	5	第5条 6 業務遂行	「発注者が住民協定等を締結する場合」とありますが、新たな協定等を締結する場合には、事前に協定等の内容を確認および協議させていただけるものと考えてよろしいでしょうか。	本市が新たな協定等を締結する場合、本市は、受託者が協定等の内容を確認する機会を設け、必要に応じて受託者と協議を行います。
5	委託契約書 (案)	6	第8条 第三者の使用	本業務の遂行にあたり、受託者が委任予定企業及び部品等の購入予定企業(以下、「委任企業等」といいます。)について、請け負わせる都度、貴市のご承諾をいただくことは、貴市と受託者双方にとって煩雑な作業となる恐れがあります。したがって、本項の「第三者」には、委任企業等は含まないものとさせていただけないでしょうか。	本項における「第三者」に、委任企業等は含まれます。 受託者は、再委託を行う前に、委任企業等の名称、その他本市が希望する情報を本市に提供してください。委任企業等が変更される場合についても同様とします。
6	委託契約書 (案)	9	第14条 1 (1) 業務報告	月間業務報告書の提出期限について、「当該月の翌月10日まで」とありますが、年末年始等の祝日によって、提出が困難になることが想定されるため、「翌月10営業日まで」とさせていただけないでしょうか。	本市と事業者が締結する契約書において、「翌月10日まで」を「翌月10営業日まで」に修正します。
7	委託契約書 (案)	10	第14条 3 業務報告	「受託者は、前2項に定める業務報告書のほか・・・これを受託者の事務所に保管しなければならない。」とありますが、業務報告書の保管期間や形式については、協議との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

NO.	書類名	頁	項目等	質問内容	回答(案)
8	委託契約書 (案)	13	第20条 1 焼却灰の引渡し	<p>「受託者は、本施設に搬入された・・・当該焼却灰溶出基準等を満たさない焼却残さを提案書に基づく搬出处分するために発注者が指定する第三者に引き渡す」とありますが、下線部の「提案書に基づく」は誤記と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>また、要求水準書 15頁 第2章 第3節 1 業務内容の一覧 焼却灰の搬出等の項目より、受託者の所掌は積込みと立合いであるため、本条文における「引き渡す」とは、溶出基準等を満たさないことが受託者の責めに帰すべき事由の場合と考えるよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p> <p>本市と事業者が締結する契約書において「提案書に基づく」を削除します。</p>
9	委託契約書 (案)	14 15	第24条 1 第25条 3 契約不適合責任	<p>第24条1項に、契約不適合責任について改善するまでの間、第25条3項に既定の損害金を支払うこととありますが、賠償責任に関して発注者より支払いの請求がなされる損害金の額について、「遅延日数に応じ、法定率の割合で計算」される元となる「当該本業務に係る委託料」とは、当該業務における「年間委託料」と考えるよろしいでしょうか。</p>	<p>「本業務に係る委託料」は、委託料総額を指します。</p>

NO.	書類名	頁	項目等	質問内容	回答(案)
10	委託契約書 (案)	17	第31条 3 法令変更によって発生した費用等の負担	税制度に関する法令変更のうち消費税について税率変更があった場合、その差額分については貴市にてご負担いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	消費税について税率変更が生じた場合、本市は、消費税法に従い適切な対価を受託者に支払います。
11	委託契約書 (案)	18	第33条 2 業務の引継ぎ等	第三者に引き渡しを予定されているマニュアル、計画書、報告書類等について、受託者のノウハウ等の情報が含まれているため、第三者に明らかとなった場合、企業の競争的地位を害する恐れがあります。貴市より第三者へ引き渡す際、事前に公表する範囲(内容)について、受託者と協議していただけるものと考えてよろしいでしょうか。	成果物の内容に企業のノウハウ等営業秘密が含まれている場合には、成果品にその旨記載してください。 本市が第三者へ引き渡す成果物の内容に営業秘密が含まれている場合には、当該範囲及び内容について、受託者と協議により決定することとします。
12	委託契約書 (案)	18	第34条 3 機能検査	「機能検査の完了後10日以内に、その検査結果を記載した検査結果報告書を…発注者に提出」とありますが、期間が非常に短いと思慮しますので、提出時期については別途、協議していただけるものと考えてよろしいでしょうか。	本市と事業者が締結する契約書において、「10日以内」を「速やか」に修正します。また、具体的な提出時期は、協議により決定することとします。
13	委託契約書 (案)	19 20	第35条 2,3 発注者の解除権	「発注者は、受託者が次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにこの契約を解除することができる。」とありますが、「発注者は、この契約に関して受託者が次の各号のいずれかに該当したとき…」と下線部の条件を追記し	原案のままとします。

NO.	書類名	頁	項目等	質問内容	回答(案)
				ていただけないでしょうか。	
14	委託契約書 (案)	20	第35条 2 (10) カ,キ 発注者の解除権	「イからホまでのいずれかに該当」とありますが、同項における「アからオ」と解釈してよろしいでしょうか。 また、キにおける「(へに該当する場合を除く。）」とは、同項における「カ」と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 本市と事業者が締結する契約書において、「イからホ」を「アからオ」に、「へに該当する」を「カに該当する」に修正します。
15	委託契約書 (案)	23	第42条 6 (2) 知的財産権	成果物の内容について、発注者は受託者の承諾なく自由に公表できる旨が定められておりますが、企業のノウハウ等の情報が含まれているため、第三者に明らかとなった場合、企業の競争的地位を害する恐れがあり、事前に公表する範囲(内容)について、協議していただけると考えてよろしいでしょうか。	成果物の内容に企業のノウハウ等営業秘密が含まれている場合には、成果品にその旨記載してください。 本市が公表する成果物の内容に営業秘密が含まれている場合には、公表する範囲及び内容について、受託者と協議により決定することとします。
16	要求水準書	4	第2章 第1節 4 (4) 用水	使用する用水に井水のご指示がありますが、受託者の責めに帰さない事由により井水が使用できなくなった場合は、上水の使用量が増加すると考えます。その場合の費用負担については協議とさせていただきます。	お見込みのとおりです。

NO.	書類名	頁	項目等	質問内容	回答(案)
17	要求水準書	27	第2章 第3節 28 (1) 本施設の性能に関する条件	本業務終了後の引渡条件については、最終年度(令和12年度)に受託者が実施する精密機能検査の結果を条件とし、令和6年度に貴市が実施した精密機能検査の結果との比較(書類)とさせていただいてもよろしいでしょうか。	本施設の性能に関する条件については、具体的な条件を記載しているもの以外は、基本性能(包括運営委託契約の締結から本業務開始までに、本市及び受託者で確認・合意した本施設の性能・状態をいう。※要求水準書における【用語】参照)を確保しているものとします。 なお、基本性能を確認する際に、過去の精密機能検査結果の参照が妥当であることを本市及び受託者で合意できた内容については、同検査結果を基本性能として採用することも可とします。
18	様式集	26	様式6-1	様式6-1で提示する履行及び実績を証明する書類は、提案審査に関する提出書類の冊子とは別の冊子で提出することとしてよろしいでしょうか。 また、お認めいただける場合は、正本用1部のみ提出とさせていただいてもよろしいでしょうか。	様式6-1では、表中の項目(業務名称、発注者、契約期間、業務内容)を入力してください。 また、受託実績を証明する書類は別冊とし、正副各1部を提出してください。
19	様式集	26	様式6-1	包括運営委託業務の受託実績における「元請としての1年以上の履行実績」とありますが、1年以上の履行実績の基準日は、提案書の受付時点(令和7年6月9日～13日)における実績と考えてよろしいでしょうか。	提案書の受付期限(令和7年6月13日)時点で、1年以上履行されている実績を対象とします。

NO.	書類名	頁	項目等	質問内容	回答(案)
20	参考資料の閲覧		メーカー点検等の頻度・方法	<p>参考資料の閲覧時に、排ガス分析計、塩化水素濃度計等の貴市にて実施しているメーカー点検の実績を確認させていただきました。貴市の点検実績は参考とし、要求水準書等で指示がないメーカー点検等については、最適な頻度・方法(性能に支障が無い範囲)を受託者にて提案するものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>要求水準書等で記載した点検・調査内容以外については、基本性能を維持するために必要な点検・調査を事業者にて実施してください。</p>